

次のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成30年6月1日

北海道知事 高橋 はるみ

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

北方領土返還要求キャラバン事業委託業務

(2) 業務目的

戦後70年以上が経過した現在も未解決の北方領土問題について、平成28年12月の日露首脳会談において合意された「北方四島における共同経済活動等の協議」が進められ、具体的な進展が図られている。こうした新しい取組を推進し北方領土問題の早期解決に結びつけるには、幅広い年代の意識への浸透を図り、返還要求運動の粘り強い取り組みによる世論の一層の喚起が重要であることから、道内各地の集客力の高いイベントにより効果的なPR活動や情報発信を行い、北方領土問題に対する理解促進と返還要求運動の裾野拡大を図る。

(3) 業務の内容

道内各地の集客力の高いイベント会場等において、北方領土問題に対する理解促進と返還要求運動の裾野拡大を図るPR活動を実施する。

ア 実施場所

札幌市の他道内4地域

イ 実施内容

道内各地におけるPR活動

(ア) PRブース出展

道内各地で開催される大規模イベントの会場等に北方領土問題をPRするブースを出展すること。

PRブースでは、北方領土返還要求署名コーナー、千島桜メッセージコーナー、パネル・ポスター展示などを設け、北方領土への理解促進が図られる内容とすること。

(イ) ステージイベントの企画・実施

上記(ア)のイベント会場内ステージ等において、来場者が参加しやすく、北方領土について理解を深め、考えるきっかけとなるよう、親しみやすい司会者を起用して北方領土をテーマとしたステージイベントを実施すること。

(ロ) 北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」(着ぐるみ)によるPR

イベント会場内に出演しPRすること。(例：PRブース前、イベント会場内ステージなど)

(ハ) PR用素材の作成

PRブースやステージイベントを告知するため、PR用素材（パンフレットや千島

桜を活用した茶菓など）を作成し集客を図ること。

また、北方領土返還要求の署名を広く呼びかけるPR用素材を作成すること。

なお、同ステージイベントを道の広報媒体（ウェブサイトやソーシャルメディアなど）を活用して告知するため、PR用素材（バナーデザインやパンフレットデザインなど）を作成し、道に提供すること。

(オ) その他のPR活動

上記(ア)～(エ)のほか、北方領土問題に対する理解促進と返還要求運動の裾野拡大を図るPR活動を実施すること。

(4) 委託期間

契約締結日から平成31年3月29日まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独法人であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、資格審査申請書をアからウまでに定めるところにより提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの申請をしなければならない。

ア 提出期限

平成30年6月12日（火）午後3時（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（配達証明、簡易書留、書留のいずれかによる）により提出。

ただし、持参による提出の場合の受付は、閉庁日を除く午前9時から午後5時30分（提出期限の日においては午後3時）まで

ウ 提出場所

下記9に記載の場所

4 企画提案説明書等の交付に関する事項

(1) 直接交付

ア 交付場所

下記9に記載の場所

イ 交付期間

平成30年6月1日（金）から平成30年6月11日（月）まで

ただし、閉庁日を除く午前9時から午後5時30分まで

(2) ホームページからのダウンロード

ア ホームページの URL :

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/index.htm>

イ 交付期間

直接交付と同じ

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

平成30年6月28日（木）午後3時（必着）

(2) 提出場所

下記9に記載の場所

(3) 提出方法

上記3の(1)イに同じ

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積聴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(1) 名称

北海道総務部北方領土対策本部北方領土対策課

(2) 所在地

郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁5階

(3) 連絡先

電話番号011-204-5069 (直通)

ファクシミリ011-232-1780

10 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、企画提案説明書による。